

事賞を授与しました。

近年、環境学習に対する県民の関心も高くなり、各小中学校においても、様々な野生生物を環境学習の教材として活用している事例が多く見られることから、従来の「愛鳥モデル校」の対象範囲を広げるとともに、名称を「野生生物保護モデル校」に改めました。現在、平成21年12月から野生生物の保護活動等に積極的に取り組んでいる県内の小中学校43校を「野生生物保護モデル校」として指定し、指導を行うとともに普及啓発に努めています。

表 9-2-4

鳥獣保護区等指定状況（平成22年度末現在）

区 分	箇所	面積 (ha)
鳥獣保護区	67 【1】	25,555 【770】
鳥獣保護区 特別保護地区	4 【1】	439 【323】
休猟区	7	11,378
特定猟具使用禁止区域（銃・わな）	136	211,138
指定猟法禁止区域（鉛製散弾）	1	7,275

（注）【 】は国指定で外数 （資料）環境部作成

表 9-2-5

野生傷病鳥獣の指導獣医による保護指導実績

（平成22年度）

単位：羽・頭

放鳥獣	死亡	その他	合計
87 (30種)	114 (37種)	81 (24種)	282 (61種)

（注）1 「その他」の例：保護飼養中、他施設移送など
2 種数には重複があるため、合計とは一致しない
（資料）環境部調べ

（2）鳥獣害対策【自然環境課、農業振興課】

近年、ドバト、カラス等のフンや鳴き声による生活環境の被害、イノシシ等による農作物等への被害が発生しています。平成22年度の鳥獣による農作物被害は約6億800万円で、その約4割が鳥類、約6割が獣類によるものです。

こうした被害への対策として、一般的には追払いや餌となる物の除去等の防除対策、捕獲許可を

得た上での捕獲などが行われています。

県は、中山間地域の農林業等に深刻な被害を与えているイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、適正な保護管理を実施するための「特定鳥獣保護管理計画」を策定し対策を推進しています。

また、農業被害防止のため、農耕地への侵入防止柵の設置等の被害回避対策や研修会の開催、鳥獣被害対策実施隊の設置、農林水産業者等への啓発、指導等を実施しています。更に、平成19年12月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が成立したことにより、市町村は、同法に基づき被害防止計画を作成して主体的に被害防止対策に取り組むことが可能となりました。平成22年度末で、12市町村で被害防止計画を作成しています。

今後は各市町村における被害防止計画の作成と同計画に基づく総合的・効果的な取組を推進していきます。

（3）弥富野鳥園の管理・運営【自然環境課】

弥富野鳥園は、野鳥の生息地の保全と野鳥保護に関する知識の普及を図ることを目的として設置され、傷病鳥の保護、野鳥の観察等を通じた野鳥の保護思想の普及啓発とともに、園内の鳥類生息調査、鳥類標識調査の実施など保護管理から調査研究までの幅広い役割を担っています（表9-2-6）。

昭和50年5月の開園以来毎年多数の人に利用され、平成22年度は約5万7,000人が訪れました。4～5月の大型連休、愛鳥週間、夏休みなどには、野鳥保護思想の普及啓発事業として、探鳥会や野鳥写真展などの行事を実施しています。

また、県民から持ち込まれた傷病鳥は保護し、回復したものは野生復帰させています（表9-2-7）。

近年、園内においてカワウが多数生息するようになり、樹木の枯死や他の野生鳥類の生息環境への影響が危惧されるようになってきました。このため、生息数や営巣数の調査を継続して実施するとともに、カワウと他の野鳥との共生を図ることを目的として、防鳥ロープを張るなどカワウ対策を実施しています。

表 9-2-6 弥富野鳥園の施設概要

所在地	弥富市上野町 2-10
主な施設	野鳥保護地(樹林地、池等) 32.73ha 小公園(管理事務所、駐車場、芝地等) 2.92ha
主な事業内容	①施設管理 ・野鳥のための樹林地や池の管理、公園の草刈や管理 ほか ②普及啓発 ・本館での野鳥観察の指導、保護地内での探鳥会の開催など各種イベントの実施 ③鳥類の保護 ・傷ついた鳥の保護治療や野鳥の調査の実施
運営団体 (指定管理者)	財団法人愛知公園協会



探鳥会の様子

表 9-2-7

弥富野鳥園における傷病鳥の保護実績(平成 22 年度)

(単位:羽)

放鳥	死亡	その他	合計
167 (30種)	103 (39種)	25 (10種)	295 (50種)

(注) 1 「その他」の例:保護飼養中、他施設移送など
2 種数には重複があるため、合計とは一致しない。

(資料)環境部調べ

6 緑化

(1) 緑化の推進【森林保全課】

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増しています。

このため、県は、「第5次愛知県緑化基本計画」に基づき、「緑をふやす」、「緑にしたしむ」、「緑をひきつぐ」、「緑をささえあう」の緑化推進の4つ

の柱を定め、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を通じて「みんなで支える多様で豊かなあいちの緑」を目指しています。

ア 緑化推進地区における緑化【森林保全課】

緑豊かで快適な都市の生活環境を整備するため、県は、昭和48年に制定した**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**に基づき指定した緑化推進地区内で緑化推進事業を実施し、地域の緑化の推進を図っています。

この事業は市町村の緑化事業に対して助成するもので、平成22年度は、緑化推進事業で9か所、約6千本の植栽、保存樹木等維持管理事業で6件の維持管理に助成しました。

イ 工場緑化【産業立地通商課】

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、一定規模以上の工場等(特定工場)の新設・変更をしようとする場合の事前の届出を義務付けています。

県は、この法律の規定により、工場敷地面積に対し20%以上の緑地(既存工場の変更の場合には生産施設面積の増加に応じた緑地)を設置するよう指導を行いました。

ウ 道路の緑化【道路維持課】

道路の「みどり」は、歩道やその周辺に緑陰をつくり、道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するとともに、親しみと潤いのある道路環境を創出するうえで大きな役割を果たしています。

平成23年4月1日現在の道路の緑化延長は765kmで、これは道路延長4,628kmの16.5%に相当します。

エ 河川の緑化【河川課】

河川における豊かな生態系と自然景観の創出を図るため、県は、平成9年度から、治水上支障のない河川沿いに地域の人々が参加して植樹する「**水辺の緑の回廊**」整備事業を行っています。平成22年度は逢妻男川、岩崎川で植樹を行いました。

また、河川の改修に当たっては、河川全体の自

然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「多自然川づくり」を進めています。

オ 港湾の緑化【港湾課】

人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成し港湾における快適な環境の創出を図るため、県は、臨海部の特性を活かした海浜緑地の整備を行うなど港湾空間の緑化を進めています。

(2) 都市づくりにおける緑化推進【公園緑地課】

我が国は、昭和30年代以後の急速な経済発展に伴い、産業と人口の急激な都市集中が進み、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発をもたらしました。その結果、都市の緑が減少し身近な自然が失われました。

都市における生活環境を潤いと安らぎのある快適なものにするためには、身近な自然とのふれあい、スポーツなどによるリフレッシュ、災害時の避難空間の確保、更には景観上の効果といった緑の効用を再認識し、できるだけ緑を確保するように努めることが重要です。

県は、平成6年に国が策定した「緑の政策大綱」に基づき、市町村の「緑の基本計画」策定を支援してきました。また、都市公園等の施設緑地の整備、風致地区及び特別緑地保全地区等の指定による地域制緑地の確保、公共施設の緑化、更には住民自身による緑化の推進まで、それぞれの地域の状況、特徴を生かした公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するよう努めており、平成19年度には新しい「愛知県広域緑地計画基本方針」を策定しました。

また、平成21年度からは「あいち森と緑づくり事業」を実施し、都市の緑の保全・創出による緑

のまちづくりを進めています

ア 都市公園・緑地の整備

県は、「これからの社会資本整備の考え方（建設部方針）」において、県民一人当たり都市公園面積を7.5㎡以上とする整備目標を掲げています。

平成21年度末現在の県民一人当たり都市公園面積は7.29㎡であり、現在、この目標達成を目指して都市公園整備を進めており、平成22年度は、大高緑地、小幡緑地、牧野ヶ池緑地、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園など県営8公園を整備したほか、市町村所管の公園30か所について整備促進を図りました。

イ 民有地の緑化

緑あふれる潤いのある街並みを形成するためには、都市公園等の整備とともに市街地の過半を占める民有地の緑化が重要であり、県は、県民の理解と協力を得ながら、以下の施策によりその推進を図っています。

(ア) 緑地協定（都市緑地法）

良好な環境を確保することを目的として、県は、一定規模の区域内の土地所有者全員の合意により自らの土地に植栽する樹木の種類や場所、垣根の構造などを定め市町村長の認可を受ける緑地協定の締結の促進を図っています（平成22年度末：4市15協定）。

(イ) 都市緑化基金

県民の手による都市の緑化を推進するため、県は、市町村都市緑化基金への助成、普及啓発活動、調査研究を行う「愛知県都市緑化基金」の造成を推進しています。平成22年度末の造成額は約7億9,600万円です。

なお、市町村においては18市1町（平成22年度末）で都市緑化基金が設置されており、県としてもその設置の促進を図っています。

表 9-2-8 都市公園の現況

公園の種類、種別		箇所数	面積 (ha)	都市計画区域内 人口1人当たりの 公園面積 (m ² /人)
住区基幹公園	街区公園	3,389	821.84	1.12
	近隣公園	303	514.16	0.70
	地区公園	81	406.61	0.55
都市基幹公園	総合公園	38	754.15	1.03
	運動公園	47	575.50	0.78
特殊公園	風致公園	19	286.17	0.39
	動植物公園	6	191.74	0.26
	歴史公園	20	33.60	0.05
	墓園	12	168.84	0.23
緩衝緑地		10	74.73	0.10
大規模公園	広域公園	9	785.04	1.07
	レクリエーション都市	0	0.00	0.00
都市緑地		271	489.28	0.67
都市林		3	5.78	0.01
緑道		54	150.92	0.21
国営公園		1	88.88	0.12
広場公園		28	2.81	0.00
合計		4,291	5,350.05	7.29

(注) 平成 22 年 3 月末現在

(資料) 都市公園等整備現況調査



都市公園整備事業 (愛・地球博記念公園)

(3) 緑化の推進に関する普及・啓発等

ア 緑化運動の推進【森林保全課】

緑豊かで活力のある県土を築くため、県は、(社)愛知県緑化推進委員会や市町村等と協力して、県民参加の緑化運動を展開するなど緑化思想の普及啓発に努めています。

平成 22 年度は、「春の緑化強調期間」(4 月 1 日～5 月 31 日) 及び「秋の緑化強調期間」(9 月 1 日～11 月 15 日) を設定し、愛知県植樹祭や各種の運動を実施するとともに、5 月 4 日のみどりの日に県民と緑とのふれあいを促進する啓発行事を

開催しました。

イ みどりの少年団の育成【森林保全課】

次代を担う少年少女が、自然とのふれ合いを通じて緑の大切さを体験し情操豊かな人間に育つよう、県は、(社)愛知県緑化推進委員会と協力して「みどりの少年団」の育成に努めています。平成 23 年 3 月末現在、県内では 67 団 4,095 人のみどりの少年団が活動しています。

ウ 緑化に関する技術・知識の普及指導【森林保全課】

緑化を積極的に推進するために必要な知識の向

上を図るため、県は、愛知県緑化センターにおいて、県・市町村・学校・企業・みどりの少年団及び一般県民を対象とした緑化研修・みどりの教室・野外教室等を実施しました（平成22年度は延べ70日、受講者延べ3,159人）。また、一般県民が緑化に関する技術・知識を得られるよう緑化相談コーナーを設置して相談指導に当たりました（平成22年度は相談件数2,100件）。

更に、植木の生産振興を図るため、愛知県植木センターにおいて、植木生産者・造園業者に対する技術研修（平成22年度は延べ68日、受講者延べ1,998人）、植木生産、植栽維持管理等の相談に

対する指導を行いました（平成22年度は相談件数255件）。

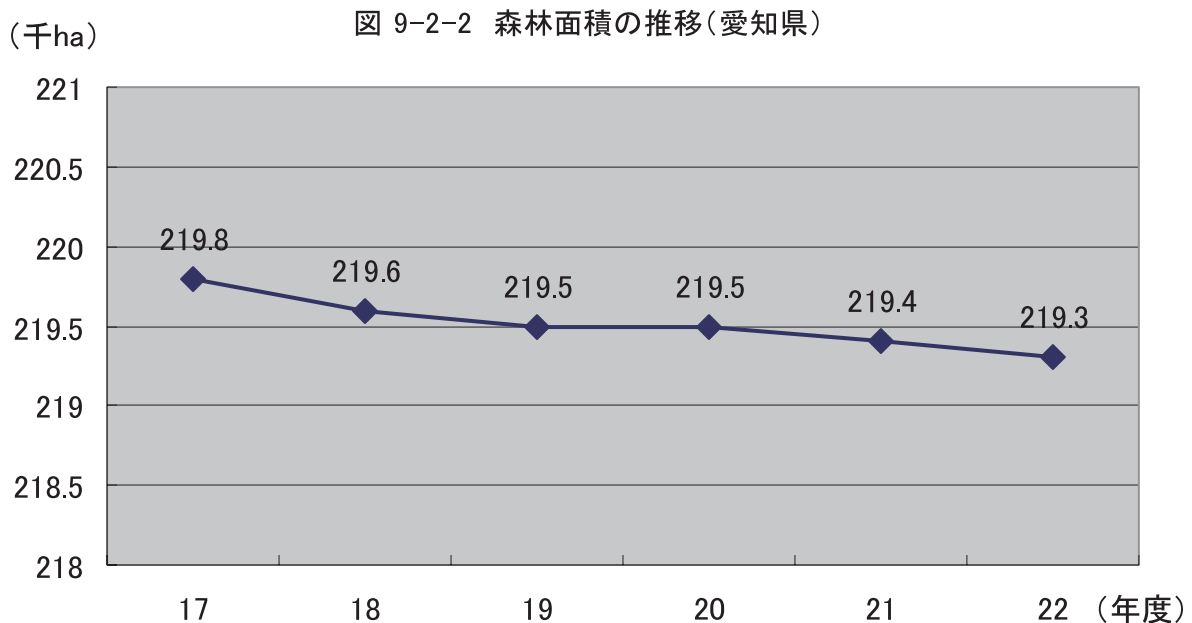
7 森林・里山・農地の保全等

（1）森林の保全等

ア 森林の現況【林務課】

本県の森林面積は約22万haで、これは県土面積の約43%を占めています。

なお、過去5年間の森林面積の推移は図9-2-2のとおりで、他用途への転用により減少傾向にあります。



（資料）農林水産部調べ

イ 森林の整備

（ア）造林・間伐対策の推進【森と緑づくり推進室】

森林の持つ機能を高度に発揮させるため、県は、植栽から下刈、除伐、間伐などの保育作業に至る一貫した森林の造成・整備や、快適かつ安全に森林・林業に親しめるような保健、文化、教育的機能を有する森林の整備にも努めています。

特に、間伐は造林木の健全な育成に不可欠であり、水源の涵養（森林の土壌の中に水を蓄え、少



間伐作業（豊田市羽布町）

しづつ川へ流す働き）や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収等の多面的機能の高い森林を造成する上において極めて大切な作業です。

平成 22 年度は、造林補助事業等により 5, 228ha の間伐を実施するなど、森林整備の推進に努めました。

（イ）治山事業の推進【森林保全課】

山地における崩壊地の復旧、荒廃危険地の予防、森林の持つ水源かん養等の公益的機能の向上及び生活環境の保全等を図るため、県は、平成 22 年度、公共治山事業により 93 箇所、治山施設の設置及び森林の整備を実施しました。また、単県治山事業により、小規模な荒廃地の復旧・予防を 100 箇所実施し、森林の保全に努めました。



治山事業（田原市 植栽工・防風工）

（ウ）水源基金による森林整備の推進【土地水資源課】

県は、昭和 52 年度に、矢作川流域や豊川流域の関係市町村と協力して(財)矢作川水源基金と(財)豊川水源基金を設置し、上流域の水源林の保全・整備に取り組んでおり、平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年を事業期間とする「第 6 期水源林対策事業」を実施しました。平成 22 年度には、上流域の市町村等が実施する間伐（約 715ha）や作業路新設などの事業に対して基金から助成しており、その財源の一部を県が負担しています。

（エ）企業の森づくり【林務課】

県では、平成 19 年度から「企業の森づくり」事業を実施しています。この事業は、県と協定を締結した企業が県有林において社会貢献活動を

目的とした森林整備・保全活動を行うもので、平成 22 年度までに 10 社の企業と協定を締結しています。

活動の内容は、社員やその家族による間伐や枝打ちなどの森林整備だけでなく、一般県民を対象とした森林環境に関する学習活動などにも取り組んでおり、県と企業の連携や参加者の情報交換・交流を通じた森づくりを目指しています。

ウ 森林の開発規制【森林保全課】

保安林は私たちの暮らしを守るために重要な役割を果たす森林であり、やむを得ない事情がある場合を除いて開発は認められていません。

また、保安林以外の森林の開発は、周辺の地域に災害等を発生させるようなことがないように、1 ha を超える場合に県の許可が必要となっています。

（2）里山の保全等【森林保全課、環境政策課、自然環境課】

里山は、希少種を含む多くの動植物の生息・生育の場であるとともに、身近な自然とのふれあいや環境学習の場としての役割も担っています。

かつて里山は、薪炭や肥料を得るため利用されることにより維持されてきました。しかし、化石燃料の普及などに伴い、次第に人の手が入らなくなり荒廃が進んでいます。

このため、愛知万博の原点ともいえる「海上の森」の保全・活用を図るとともに、森林や里山に関する学習・交流の拠点として、愛知万博の瀬戸愛知県館を改修した本館と周辺森林内の遊歩施設からなるあいち海上の森センターを平成 18 年 9 月にオープンし、県民参加のもと、里山の保全と活用に向けた様々な事業に取り組んでいます。

また、「あいち森と緑づくり事業」により、里山の保全・再生などに取り組む団体の活動を支援しています。



あいち海上の森センター



人と自然の共生国際フォーラム

ア あいち海上の森センターでの先導的な取組の推進【森林保全課】

あいち海上の森センターでは、海上の森の保全を図るため間伐等の森林育成事業や里山整備事業を実施するとともに、海上の森・里山に関する展示、調査学習及び里山や自然の情報の発信を行っています。

また、里山への理解を深めるため、親子で森に親しみ、森の手入れを学んでいただく「森の教室」、里山の管理を体験する「里の教室」、海上の森をガイドと一緒に散策する「海上の森ツアー」などの「海上の森体験学習プログラム」を実施しています（平成22年度の参加者1,098人）。

イ あいち海上の森大学の開催【森林保全課】

森林や里山保全の実践者・指導者を育成するため、県は、平成22年7月から12月までの期間で「あいち海上の森大学」を開校しました。（平成22年度は「森林再生」「国際交流」「企業活動」の3コース、修了者27人。）

ウ 人と自然の共生国際フォーラムの開催【森林保全課】

森林・里山に関する国内外の指導者間の交流と情報交換を図るため、県は、平成22年10月16日と17日、愛知県産業労働センター（名古屋市）等で、「生物多様性から人と自然の共生を考える～COP10に向けて森林・里山からの発信～」をテーマに「第4回人と自然の共生国際フォーラム」を開催しました（参加者約500人）。



フィールドワーク 海上の森コース

（3）農地の保全等【農業振興課、農業経営課、農地計画課】

農地や農業水利施設は、食料の生産基盤として大きな役割を果たしていますが、そのほかにも、自然環境の維持を始め、洪水・山崩れ・土砂流出の防止、水源のかん養、水質浄化などの様々な機能を有しています。特に都市部で生活する人々にとっては、「ゆとり」や「やすらぎ」の場としての評価も高まっています。

このように、農地や農業水利施設は多面的な機能を持つことから、その保全や有効利用を図っていく必要があります。

ア 農地の現況【農業振興課】

平成22年7月15日現在、本県の耕地面積は79,100ha（うち田44,600ha、畑34,500ha）で、農地以外への転用等によって耕地面積は減少傾向にあります（図9-2-3）。